

千葉県健康危機管理基本指針

第1章 総則

1 目的

この指針は、食中毒（腸管出血性大腸菌感染症等の飲食に起因する感染症を含む。以下同じ。）、感染症（腸管出血性大腸菌等の飲食に起因する感染症を除く。以下同じ。）、飲料水汚染、毒物・劇物、その他何らかの原因（千葉県環境基本条例（平成6年千葉県条例第43号）第2条第3号に規定する「公害」を除く。以下同じ。）により、多数の市民の生命や健康を脅かす事態が発生したときに、早急に原因を究明するとともに、健康被害の拡大を最小限に防止するため、健康危機管理の基本的な枠組みについて定めることを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康危機 食中毒、感染症、飲料水汚染、毒物・劇物、その他何らかの原因により、多数の市民の生命や健康を脅かす事態が発生する場合をいう。
- (2) 健康危機管理 健康危機に関する原因究明、健康被害の発生予防及び拡大防止等の業務をいう。
- (3) 健康危機情報 健康危機に関する情報をいう。
- (4) 健康危機レベル 市民の生命・健康や市民生活への影響の大きさに応じて、健康危機事案ごとに決定するレベルをいう。市民の生命・健康への影響の大きさを勘案して、「影響が限定的な事案」をレベル1、「影響が大きくなるおそれがある事案」をレベル2、「影響が大きい事案」をレベル3と設定する。なお、健康危機の原因ごとの判断基準は、別表「健康危機レベルの判断基準」で示す。

第2章 組織体制

1 基本的な考え方

千葉県は、平常時から健康危機事案に関する情報の把握に努め、健康危機の発生あるいは、発生のおそれがあると考えられる場合には、速やかに健康危機レベルに応じた健康危機管理体制へ移行し、万全の対応を図ることとする。

2 健康危機事案担当課

健康危機に際しては、次に定める健康危機事案担当課（以下「担当課」という。）を中心に、庁内関係部局、関係行政機関及び関係団体等の協力を得て、組織的に原因を究明するとともに、健康被害の拡大防止等に必要な対策及び活動を行うものとする。

原因	担当課
食中毒	生活衛生課
感染症	健康危機管理課
飲料水汚染	生活衛生課
毒物・劇物	医療政策課
その他何らかの原因	医療衛生部長が決定

3 千葉県健康危機管理警戒本部及び千葉県健康危機管理対策本部

- (1) 健康危機レベル2の事案が発生、あるいは発生するおそれがある場合は、保健福祉局が一体となって対応を図るため、保健福祉局長を警戒本部長とした、「千葉県健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）」を設置する。
- (2) 健康危機レベル3の事案が発生あるいは、発生するおそれがある場合は、全庁が一体となって対応を図るため、市長を対策本部長とした「千葉県健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置する。
- (3) 警戒本部及び対策本部の所掌事務、組織及び運営等については、別途「千葉県健康危機管理対策本部等設置要綱」により定める。

4 健康危機管理連絡会議

- (1) 健康危機発生時に、関係機関及び関係団体等との間において、情報交換及び連絡調整を行う必要がある場合には、「千葉県健康危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。
- (2) 連絡会議の所掌事務、組織及び運営等については、別途「千葉県健康危機管理連絡会議設置要綱」により定める。

第3章 平常時からの対策

1 体制整備

- (1) 平常時において、健康危機管理課は、健康危機管理体制を整備するものとする。特に、健康危機の発生に備え、平常時における医療衛生部内及び庁内関係部局との連絡調整を図るものとする。
- (2) 担当課は、保健所及び環境保健研究所と協力して、健康危機の原因ごとに業務の詳細を定めた対応マニュアルを整備するものとする。
- (3) 担当課は、保健所及び環境保健研究所と協力して、健康危機管理に関連する研修や訓練を実施するものとする。

2 事前管理

医療衛生部は、法令等に基づく監視指導、衛生教育、感染症発生動向調査等を通じて、健康危機の発生防止や早期発見に努めるとともに、平素から関係機関及び関係団体等との情報交換を行うなど、健康危機情報の収集に努めるものとする。

3 緊急連絡体制の整備

夜間や休日等の緊急連絡体制について、原因ごとに別途定めるものとする。

第4章 健康危機発生時の対策

1 担当課等の役割

(1) 担当課の役割

- ア 担当課は、収集した情報を速やかに医療衛生部長に報告し、医療衛生部長の指示の下、保健所と連携しながら、速やかに健康被害拡大の防止等に必要な対策を決定する。
- イ 担当課は、関係機関及び関係団体等に速やかに情報を伝達し、必要な連絡調整を行う。
- ウ 担当課は、必要な健康危機情報を、速やかに関係行政機関（国、県等）に報告・情報提供するものとする。
- エ 担当課は、必要に応じて、関係行政機関（国、県等）及び関係機関、関係団体に対し専門家の派遣を要請するなど協力要請を行う。
- オ 担当課は、連絡調整を行うとともに、市民への広報を担当するものとする。

(2) 健康危機管理課は、警戒本部、対策本部及び連絡会議の設置・運営を担当するものとする。

(3) 保健所は、原因究明等に必要な調査、健康被害の拡大防止のための活動等を実施し、迅速に担当課に情報を提供する、また、保健所長は、収集された健康危機情報を分析・評価し、必要に応じて医療衛生部長と対応を協議するものとする。

(4) 環境保健研究所は、原因究明等に必要な検査を行うとともに、健康危機に関連する情報の収集に努め、担当課及び保健所に提供するものとする。

2 初動体制

(1) 健康危機発生を疑わせる情報を最初に入手した組織は、速やかに担当課に情報を提供する。担当課は、入手した情報に基づき、予断を持つことなく慎重かつ十分な調査を進めるとともに、収集した情報を医療衛生部長に報告する。

(2) 健康危機レベルの決定

初動体制で得られた情報に基づき、医療衛生部長は保健所長と協議の上、健康危機レベルを決定し、保健福祉局長に報告する。

3 健康危機レベルに応じた対応

(1) 健康危機レベル1の事案が発生あるいは、発生するおそれがある場合においては、保健所長は速やかに医療衛生部長に報告するとともに、平常時と同様に担当課を中心に通常業務体制の中で対応する。

(2) 健康危機レベル2の事案が発生あるいは、発生するおそれがある場合においては、医療衛生部長は速やかに保健福祉局長に報告することとし、保健福祉局長は必要に応じて警戒本部を設置する。警戒本部を設置した際は、保健福祉局が一体となって対応する。

(3) 健康危機レベル3の事案が発生あるいは、発生するおそれがある場合においては、保健福祉局長は速やかに市長に報告することとし、市長は必要に応じて対策本部を設置する。対策本部を設置した際は、全庁が一体となって対応する。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、千葉県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、対策本部を廃止する。

- (4) 警戒本部長及び対策本部長は、健康危機事案の状況に応じて、その終息を判断し、健康危機体制の解除を決定するものとする。
- 4 災害対策基本法に基づき全庁体制で対応する自然災害等に関しては、千葉市地域防災計画に基づいて対応する。千葉市国民保護計画に基づき対応することが明確な場合、又は千葉市危機事案対応計画に定義する危機事案（食中毒、感染症、飲料水汚染、毒物・劇物を除く。）に際しては、これらに基づいて対応する。
- 5 事件性のある健康危機事例への対応
犯罪等事件性が疑われる事例に関しては、警察、その他関係機関、専門家等との連携を十分に図るものとする。

第5章 市民への健康危機情報の提供

1 健康危機発生時の情報提供

健康危機発生時においては、健康被害や社会的混乱の拡大防止等を図るため、報道機関への定期的な情報提供や市政だより、ホームページの活用等あらゆる手段を講じて、正確な健康危機情報を迅速に市民に提供するものとする。

2 市民からの問い合わせへの対応

健康危機発生時における市民からの問い合わせに対しては、保健所に相談窓口を設置する等により、十分な対応を図るものとする。

3 健康危機終息後の情報提供

健康危機終息後においては、業務遂行に支障の生じない範囲で、活動結果等の情報を市民に提供するよう努めるものとする。

附 則

この基本指針は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、令和7年5月1日から施行する

別表

健康危機レベルの判断基準

健康被害の原因	健康被害の発生日	健康危機レベル
食中毒	①個別的な発生日 ②重篤な症状ではあるが、原因が明らかである局所的発生日	1
	①大規模な発生日 ②市内外に拡大する（拡大のおそれがある場合を含む）発生日 ③重篤な症状を伴う、市内外における散発例 ④原因不明の発生日	2
	①大規模な集団発生日 ②社会的問題となる広域発生日	3
感染症	①重篤な症状を伴うが、周辺への影響拡大が想定されない複数発生日 ②法令に基づく措置、命令等が必要であるが、周辺への影響拡大が想定されない発生日	1
	①周囲へ影響が拡大する（拡大のおそれがある場合を含む）複数・集団発生日 ②重篤な症状を伴う広域的な散発例 ③国内での発生が稀であり、重篤な症状を伴う（伴うおそれがあるものを含む）ものの、発生時点では周辺への影響拡大が想定されない発生日	2
	①重篤な症状を伴う大規模集団発生日 ②国内で発生が稀であり、国際的に注目される、または全国的に社会的問題となる発生日	3
飲料水汚染	①個別的な散発例 ②周辺への影響拡大が想定されない集団発生日	1
	①最近国内で発生日のない原因による広域的散発例 ②周辺への影響が拡大する（拡大のおそれがある場合を含む）集団発生日	2
	①重篤な症状の大規模集団発生日 ②国際的に注目される、または全国的に発生して社会的問題となる例	3
毒物・劇物	①局所的な発生日 ②周辺への影響拡大がない発生日	1
	①周辺への影響が拡大する（拡大のおそれがある場合を含む）発生日 ②重篤な症状を伴う散発例	2
	①重篤な症状を伴う集団発生日	3
その他何らかの原因	①重篤な健康被害が大規模に発生する例 ②その他、健康部長が健康危機と判断する例	3